



2021年3月18日

各 位

会社名 大日本コンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 新井 伸博
(コード：9797 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員経営統括部長 原田 政彦
(TEL 03-5298-2051)

臨時株主総会の付議議案の決定及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催に関するお知らせ」においてお知らせしました2021年4月23日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の付議議案について、本日開催の当社取締役会において決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、当社は、2021年2月12日付で公表した「大日本コンサルタント株式会社による株式会社ダイヤコンサルタントの株式取得及び共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社ダイヤコンサルタントと共同株式移転の方式により両社の親会社となるDNホールディングス株式会社を設立し（以下、「本株式移転」といいます。）、経営統合を行うことを決議いたしました。当社は、本株式移転の効力発生日以降は株式移転完全子会社となることから、経営統合に伴う組織体制の変更として、経営の透明性を最大限確保しつつ経営戦略の確実な実行を期すため、現行体制である「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」へ移行する予定であります。そのため、本日、本株式移転の効力発生を条件として、定款を一部変更することについても下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の付議議案等について

2021年2月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催に関するお知らせ」において、その具体的内容を未定としておりました議案については、下記のとおりといたしました。

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件
- 第7号議案 監査役の報酬額設定の件

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 本株式移転の効力発生に伴い、現行体制である「監査等委員会設置会社」から「監査役設置会社」へ移行するべく、監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略) (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 第 5 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり) (機関構成) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) 会計監査人 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 6 条 (条文省略) (新設)	第 2 章 株 式 第 6 条 (現行どおり) (株式の譲渡制限)
第 7 条 ~ 第 1 2 条 (条文省略) (基 準 日) 第 1 3 条 当社は、毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を <u>もって</u> 、その事業年度に関する <u>定時株主総会</u> において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、 <u>予め公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主</u> または登録株式質権者をその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。	第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、 <u>当会社取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。</u> 第 8 条 ~ 第 1 3 条 (現行どおり) (基 準 日) 第 1 4 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する株主総会において権利を行使することができる株主と <u>定める</u> 。 2. 前項のほか、必要がある場合は、 <u>取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主</u> または登録株式質権者を、 <u>その権利を行使することができる株主</u> または登録株式質権者と <u>定めることができる</u> 。
第 3 章 株 主 総 会 第 1 4 条 (条文省略) (招集権者および議長) 第 1 5 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役会長が招集し、その議長となる。</u> 2. <u>前項に定めた代表取締役会長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> 第 1 6 条 (条文省略) (新設)	第 3 章 株 主 総 会 第 1 5 条 (現行どおり) (招集権者) 第 1 6 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> (削除) 第 1 7 条 (現行どおり) (株主総会の議長) 第 1 8 条 株主総会においては、 <u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の</u>

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (条文省略)

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

2. (条文省略)

第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)

第20条 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名以内を置く。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. (条文省略)
3. (条文省略)
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である

取締役が議長となる。

(株主総会の決議方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第20条 (現行どおり)

(議事録)

第21条 株主総会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

2. (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)

第22条 当社は、取締役10名以内を置く。

(削除)

(取締役の選任方法)

第23条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. (現行どおり)
 3. (現行どおり)
- (削除)

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とする。
- (削除)

(削除)

取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第23条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の招集は、取締役会の日の3日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
(新設)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(削除)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の招集は、取締役会の日の3日前までに各取締役および監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議事項があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(削除)

<p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u> (新設)</p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長1名を選定する。また、専務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第30条 取締役会の決議によって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</p> <p>(執行役員および役付執行役員) 第31条 取締役会の決議によって、<u>執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員1名を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第33条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第30条 取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(執行役員) 第31条 取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>執行役員は、取締役から業務執行の権限を受け、業務を執行するものとする。</u></p> <p>3. <u>執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会において定める執行役員規則による。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第33条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第34条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
--	---

<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p>	<p>2. <u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に限定する金額の合計とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条 監査等委員会の招集は、監査等委員会の日の3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条 監査等委員会の議事は、その要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第38条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>	
<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第39条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査役</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の員数)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条 当社は、監査役4名以内を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の選任方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第37条 監査役の任期は、選任後4年</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 40 条 ~ 第 41 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第 43 条 ~ 第 44 条 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第 45 条 期末配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の配当金には利息を<u>つけ</u>ない。</p> <p>付 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 54 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第 2 条 第 54 回定時株主総会終結前</p>	<p>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(監査役の報酬等) 第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に限定する金額の合計とする。</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 40 条 ~ 第 41 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数)</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第 43 条 ~ 第 44 条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第 45 条 期末配当金が支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその<u>支払い</u>の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払いの配当金には利息を<u>付</u>けない。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<u>の社外監査役（社外監査役であつた者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u>	
---	--

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日	2021年4月23日
定款変更の効力発生日（予定）	2021年7月14日

以 上